

寺子屋保護者の方へ

五泉市教育委員会生涯学習課

I 欠席について

午前8時30分から寺子屋開始時刻前に生涯学習課へ連絡をお願いします。

「電話：42-5195」または「メール：s-gakusyuu@city.gosen.lg.jp」

にて「校名・学年・児童氏名・お休みする日（〇月〇日）」をお知らせください。

※学校への欠席連絡はできません。

※学校を欠席した場合も、生涯学習課へ欠席連絡をお願いします。

※下記の場合、生涯学習課への欠席連絡は不要です。

- ・インフルエンザなどによる学級・学年・学校閉鎖の場合
- ・予め寺子屋指導者に欠席連絡をしていただいた場合

II 退級について

退級する場合は、退級届(生涯学習課にあります)を提出していただきます。なお、退級する月の前月に提出していただくと、不参加月分の参加費を返金いたします。

また、定員に達していない場合には再度入級が可能です。希望される場合には、生涯学習課にお問合せください。

III お迎えについて

保護者の方には、学習会場までのお迎えをお願いします。

なお、代わりの方にお迎えをお願いする場合には、予め寺子屋指導者または生涯学習課へ連絡をお願いします。生涯学習課への連絡はメールでも受け付けます。

IV その他

- ① 寺子屋では、宿題を学習の中心に据え、基礎学力の向上を図ります。しかし、時間内に宿題を終えていない場合もありますので、ご家庭でも宿題の確認をお願いします。
- ② 車で迎えの際、駐車場での立ち話をご遠慮ください。また、公道での駐車はできませんのでご注意ください。
- ③ 他の児童の学習の妨げになる行動をとる児童については、退級していただく場合もありますのでご承知おきください。
- ④ 寺子屋事業の詳細については、五泉市ホームページをご覧ください。☞



(裏面もご参照ください)

V ケガ等によるスポーツ安全保険での対応について

寺子屋での活動中や寺子屋からの移動、帰宅中にケガ・事故等があり、お医者にかかった場合（通院・入院）、スポーツ安全保険の保険金を請求することができます。手続きの流れは概ね下記のとおりとなりますので、ご参考にしてください。

【寺子屋活動中や寺子屋からの移動、帰宅中にケガ・事故等があった場合】

①通常どおり、保険証を提示して受診し、支払いを済ませてください。

②市担当より、スポーツ安全協会へ通知を行います。

※ 事故の日時や場所、状況やケガの具合、入院の有無等について、寺子屋指導者に確認を行うとともに、必要に応じて保護者様に確認をさせていただきます。

③スポーツ安全協会より保険金請求に必要な書類一式が、ご自宅へ郵送されます。

④通院や入院の必要が無くなり次第、郵送された書類一式に記入等を行い、保険金の請求をお願いいたします。

※ 通院日額…2,000 円（1 日目のみの通院でも OK、30 日分まで請求可能）

※ 入院日額…5,000 円（1 日目から適用で、180 日分まで請求可能）

【最後に・・・】

寺子屋では、子どもたちとの接し方や向き合い方について「子どもを育てる」のではなく、「子どもが育つ・成長を支える」指導を日ごろから心掛けるよう、個々の場面や指導者研修会、教室代表者会議などを通じて、継続した指導を行っています。ただし、集団活動の中で「約束や決まりを守らない」「物を投げる」「人としてしてはいけないことをする」などの行動が見られるような場面では、優しさを含んだ毅然とした対応をとることもあることにつきましては、ご理解を頂けたらと思います。

また、学習時間につきましては、学年が上がるほど自ら目標をもって勉強できるようになっていきますが、特に低学年や勉強の苦手な子どもは集中力が続かず、無理を押し付けたり急かしたりすることで、余計に頑張ろうという気持ちが萎えてしまったり、勉強を嫌いになってしまう場合も決して少なくありません。子どもたちに宿題や自学を中心に進めるよう促しながら「出来たことを褒め」、「出来なかったとしても叱ることなく」年間を通じた長い目で、子どもたちの成長を見守ってまいりたいと考えていますので、こちらにつきましてもどうぞご理解をお願いいたします。

寺子屋では引き続き、「自学自習の習慣づけによる基礎学力の向上」と「自他を大切にしよう人間関係の醸成を図り、安全・安心で心健やかに育まれる居場所の提供」を目的に、子どもたちが「伸び伸びと育つ」教室となるよう事業を実施してまいります。

《連絡・問合せ先》

五泉市教育委員会 生涯学習課 企画推進係

電話：42-5195 / メール：s-gakusyuu@city.gosen.lg.jp

担当：椿 茂野